二〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつアルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）				
	オレンジジュース				
二〇〇九・一一	冷凍したもの	ＣＣ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		
二〇〇九・一二	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）	ＣＣ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		
二〇〇九・一九	その他のもの	ＣＣ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース				
二〇〇九・二一	ブリックス値が二〇以下のもの	ＣＣ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		
二〇〇九・二九	その他のもの		ＣＣ又はＲＶＣ四〇		
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）				
二〇〇九・三一	ブリックス値が二〇以下のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
二〇〇九・三九	その他のもの	ＣＣ			
	パイナップルジュース				
二〇〇九・四一	ブリックス値が二〇以下のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
二〇〇九・四九	その他のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
二〇〇九・五〇	トマトジュース	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）				
二〇〇九・六一	ブリックス値が三〇以下のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
二〇〇九・六九	その他のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
	りんごジュース				
二〇〇九・七一	ブリックス値が二〇以下のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
二〇〇九・七九	その他のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）				
二〇〇九・八一	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
二〇〇九・八九	その他のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
二〇〇九・九〇	混合ジュース	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
二二	第二一類　各種の調製食料品				
二一・〇一	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物				
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きているものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー				

二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタード及びミール並びに調製したマスタード	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
二一・〇五	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）				
	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
二一〇六・九〇	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
二二	第二二類　飲料、アルコール及び食酢				
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	ＣＣ			
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）	ＣＣ			
二二・〇三	ビール	ＣＣ			
二二〇三・〇〇					
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）				
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	ＣＴＳＨ			
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの				
二二〇四・二一	二リットル以下の容器入りにしたもの	ＣＴＳＨ（第二二〇四・二九号の材料からの変更を除く。）			
二二〇四・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ（第二二〇四・二一号の材料からの変更を除く。）			
二二〇四・三〇	その他のぶどう搾汁	ＣＣ			
二二・〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	ＣＴＨ			
二二・〇六	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ			
二二〇六・〇〇					
二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	ＣＣ			
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
二二・〇九	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	ＣＴＨ			
二二〇九・〇〇					
二三	第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料				
二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	ＣＣ			